

令和3年第3回太良町議会（定例会第2回）会議録（第2日）						
招集年月日	令和3年6月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和3年6月11日	9時30分	議長	坂口久信	
	閉会	令和3年6月11日	11時23分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	10番	川下武則	11番	久保繁幸	1番	山口一生
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今田徹		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長 副町長 教育長 総務課長 財政課長 企画商工課長 町民福祉課長 健康増進課長	永淵孝幸 每原哲也 松尾雅晴 田中照海 西村正史 西村芳幸 津岡徳康 野田初美	環境水道課長 農林水産課長 税務課長 建設課長 会計管理者 学校教育課長 社会教育課長 太良病院事務長	川崎和久 川島安人 安西勉 浦川豊喜 山崎浩二 中川博文 萩原昭彦 井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 令和3年6月11日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 報告第1号 令和2年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第2 議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第36号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第38号 太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第39号 太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第40号 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第41号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第42号 令和3年度太良町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第43号 令和3年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第44号 令和3年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第45号 令和3年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第46号 令和3年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 発議第1号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

---

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 報告第1号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 報告第1号 令和2年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、以上、報告第1号を終わります。

## 日程第2 議案第34号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

それでは、質問をしたいというふうに思います。

この議案第34号についての町長説明の中に固定資産課税関係につきまして説明がありました。この宅地等で価格が上がる土地については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする特例を設けるという改正という説明がありましたけれども、この宅地等というのはどういう土地を言うのか伺いたいというふうに思います。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

一般に住宅用地を指しております。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

住宅のみということですが、この令和3年度の課税標準額よりも上回った場合、価格が上がった場合の案件は町内でどれぐらいあるのかお尋ねしたいと思います。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

町内で91筆ございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

結構多いですね。

これらの特例については、4年度もやるということなのかそれとも3年度で打ち切りというのか、3年度に限ってという措置になるのかを伺いたいと思います。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

令和3年度、単年度の特例でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○11番（久保繁幸君）

個人所得税の関係のほうにお尋ねいたしますが、1点目、ここにいろいろ資料を配付なさっておりますが、我々が読んだって、私はよく分からないんですよ。

これが1点目、扶養親族等と、2点目は給与所得と、3点目によっては特定の一般医療品の購入等々の問題について上げておられますが、分かりやすく簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

まず、1点目の扶養親族の取扱いにつきましては、所得税の改正によりまして国外に住んでおられる扶養親族の方を、まず扶養親族を扶養されていることについて、扶養に当たっては国内の所得を扶養に入れるかどうかの判断となっております。それが、国税の改正によりまして国外で一定の所得をお持ちの方は扶養から外すというふうな改正が行われております。それは、留学生とか障害者とかという方は除いて、30歳から70歳の成人については扶養親族の対象から外すこととなっております。それによりまして、住民税の均等割、所得割についてを掛けるときの非課税限度額の算定にすることは、その扶養人数に応じて額を計算して、それ以上にならないと課税しないというふうな状況になっております。それを扶養親族から外すことによって、均等割とか所得割を掛けることができるというふうな制度でございます。

次に、給与所得者とか年金所得者の扶養申告書につきましては、税務署長に事前の承認を得ることとなっておりますが、提出に当たっては今度電子申告等ができるようになりまして、その事前承認が不要となった旨の改正が国税で行われておりまして、それに合わせて町県民税のほうも改正を行ったところであります。

次に、特定医薬品の購入についての改正を上げておりますが、これはいわゆるセルフメディケーション税制といいまして、薬局で市販の薬を買ったときにそれを医療費控除として使える制度が数年前からできておりますが、その分が5年間延長されたことによる住民税の改正であります。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

まず、その1点目の扶養親族の見直しの件なんですけど、これは扶養家族が所得が幾らというふうに決まるとるわけですかね。これから扶養家族の見直しを行うというのは、30歳から70歳の方が、所得が幾らというふうな金額が決まるとるわけですか。

○税務課長（安西 勉君）

外国におられる扶養者については、30歳から70歳の人はまだ扶養に取れないということでございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

所得は関係ないわけですね、そしたらね。

それで、今3点目の分なんですけど、特定一般用医薬品等の購入、この金額は幾らから幾らまでというような決まりがあるわけですかね。

○税務課長（安西 勉君）

はい、1万2,000円以上の医薬品を購入した場合に8万5,000円まで控除できる制度でございます。これは、通常の医療費控除と選択制になっております。どちらを選ぶか、セルフメディケーション税制を選ぶか普通の医療費控除を選ぶかという制度になっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

久保君、5回目かね。（「よかですか」と呼ぶ者あり）

よかですよ。

○11番（久保繁幸君）

まだ、これで3回目ですか。（「2回目よ」と呼ぶ者あり）2回目かい。

そしたら、今の1万2,000円から8万5,000円、自分のこと言っちゃいかんのですが、保険が利かないところの病院に行った場合、それで年間薬品代が何万円とかになりますよね。そういうのも対象にできるわけですかね。

それと、ここを5年に延長するというふうなことを書いてありますが、今まで何年やったのか。その辺までお伺いいたします。

○税務課長（安西 勉君）

今まで何年やったのかということですが、この分につきましては令和3年度までの所得税、令和4年度分までの住民税が対象となっております。それを5年間延ばすということになります。

それと、先ほど言われました医療費控除の件ですけど、通常これは特定医薬品の購入にかかる分が対象ですので、病院にかかった分については医療費控除の対象として計算することになります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第3 議案第35号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

今回、診療科目として太良病院のほうで循環器内科を加えることになられて、そして居宅サービス事業については訪問リハビリテーションを加えると。それと、指定介護予防サービス事業については介護予防訪問リハビリテーションを加えるということですが、おのこの診療、循環器内科というのは心臓病でありますとか血管の病気ですよね、高血圧ですとか。これを専門に診るかと思えますけれど、それぞれ訪問リハビリとか、新設された理由といたしますか背景といたしますか、それからまず説明をしていただけませんか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、循環器内科についてでありますけど、今いらっしゃる山本先生が循環器内科の専門を持っておられて、いろいろ検査も増えてきましたので、きちっと条例のほうにも。実際、循環器内科の標榜は2年前ほどからしてはいたんですが、条例から漏れてたということで今回入れております。疾患としては、先ほど議員が言われたように心臓やら血管、循環器系の診療を主にやっているというところになります。

高齢者の方、やはり基礎疾患として循環器疾患が増えてきておりますので、標榜することにより集客、集患、患者を増やすということができのかなというところで、ホームページ等でも循環器内科のページをつくって広報しているところです。

次に、訪問リハビリテーション、これも今まで訪問看護の中で訪問リハの提供を行ってまいりました。今回何で分けたかという、やはり訪問リハの需要が増えてきているということと、一番のメリットとしては、訪問看護が看護に行ってる人にしか訪問リハに行けなかった

んですね、同じ事業所に訪問看護の事業所から行くとなったら。独立することによって、訪問看護関係なしに訪問リハだけの利用者にも行けるようになる、そういった大きなメリットがあります。点数的にも若干プラスになりますので、今回きちっと分離して事業として持っていこうということで。年度末ぐらい、ずっと検討してたんですけど、ぎりぎりになってしまっただけで今回の専決をお願いしたところです。

以上です。

**○7番（田川 浩君）**

それで、この3件につきましては、もう既にサービス提供といたしますか、そういうのは開始されてるということですかね。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**

お答えします。

4月の半ばから、もう開始しております。

**○7番（田川 浩君）**

そうしましたら、これに対応するスタッフの件ですけれど、先ほど説明がありましたけれど、その循環器内科のほうは従来からの山本先生のほうで対応されるということで多分いいかと思いますが、訪問リハとか介護予防の訪問リハビリテーションとかは、新たなスタッフをそろえられて事業に当たられるのか、従来からのスタッフで対応されるのか、これはどうなんでしょうか。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**

お答えします。

以前からいたスタッフ、1人で現場に出ていますので、ベテランのスタッフをそこに充てて、昨年からは理学療法士とか作業療法士を増やしておりますので、ベテランを訪問リハビリに回して院内のほうに新卒を加えているという感じです。

実際、訪問リハのスタッフの専従としては1名を専従としてます。病院のリハのスタッフから応援的に半日出たりとか、そういったスタッフが2名ほどいまして、今は3名から4名になるときもありますけど、そういった体制で病院の状況を見ながら訪問リハにも行っているという状況であります。1名は確実に毎日行っているというところです。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

この事業については、先ほどの答弁の中で4月の中旬から実施してるというようなことですが、予算についてもこれに伴った予算を令和3年度の予算で行ったということでしょうか。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**

すいません、まだ予算としてはっきり数字が、いろんな支出部分も見えませんが、一応

予算化というところはしてません。

今年度決算の時点でどのくらいかかったか、収入があったかを分けて、次年度予算としてはきちっと上げていきたいとは思っています。今年度までは、今までの訪問看護のほうで今現在集計は取っております。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

スタッフの賃金というか、その処遇関係の予算、そういうあたりも必要になってくるというふうに思いますけれども、それについてはどういう対応をされる予定ですかね。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**

お答えします。

そこも、以前のように訪問看護のほうで今のところは入れて、計算しているところです。

**○6番（竹下泰信君）**

循環器内科を加えることによってスタッフも必要になってくるんではなかろうかというふうに思いますけれども、これに関連したスタッフの配置というか、その辺についてはどう考えておられますかね。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**

お答えします。

循環器内科に関しては、内科のほうで今までどおりの枠で循環器内科の、なるべく専門の日をつくるであるとか診療日をですね、そういった対応ですので、スタッフが増えたり減ったりとかはありません。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。



#### 日程第4 議案第36号

##### ○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第36号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第36号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

##### ○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

#### 日程第5 議案第37号

##### ○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

##### ○5番（待永るい子君）

地域共通商品券給付事業について。

前回はこの事業はありましたけれども、前回の事業ではどれぐらいの利用があったのか、実績をお伺いしたいと思います。

##### ○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

昨年実施した事業の実績でございますけど、商品券の配布額面が合計1億3,495万円分でございます。それに対して、実際利用された金額というのが1億3,349万2,000円ということで、利用率で申し上げますと98.92%の利用実績でございます。

以上でございます。

##### ○5番（待永るい子君）

前回の利用実績では卸売業、小売業が71.79%で、宿泊、飲食が20.81%という資料がございましたが、内訳としては地元の加盟店、ほとんどの方が利益を被っているのか、また一部の方だけの利益で終わっているのか、その辺についてはどういうふうな見解を持っておられますか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

昨年の実績で申し上げますと、取扱店に申込みされた事業所というのが129事業所ございました。そのうち実際この商品券でお買物をされたという店舗が123事業所です。ということで、6事業所については全く利用ができてないということですけど、その6事業所については内容的には小売店とかじゃなくて資材を扱っているところとか、そういったところでもございました。

以上でございます。

**○5番（待永るい子君）**

このようなコロナ禍の下で、苦しいのはやっぱり全ての加盟店だと考えます。もし恩恵を十分受けられずにいるところがあれば、商工会などで指導されていく必要もあると考えますし、全国の課題として考えなくてはいけないことかもしれませんけれども、これからもコロナと共に生きる、ウイズコロナの中では、やっぱり一時的に補助を出すだけではなくて、各商店が今後どういうふう自立して運営をしていったらいいんだろうかという、そういう施策も必要かと考えますが、この点についてはどういうふうにお考えおられますか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

昨年の実績を踏まえて、利用がない、なかったお店については、商工会も含め我々行政としても、広報活動を含めて利用に結びつくような指導、支援を行ってまいりたいと思います。

ただし、利用していただくかどうかというのは利用者の判断でもあり、またその加盟されたお店の自助努力というのが必要だと思います。そこはしっかりと加盟店の方にもこちらとしても指導をして、自分の店も今回登録してるので利用してくださいというふうなそういった広報も、自分たちでも積極的に行っていただくよう指導してまいりたいと思います。

もう一つ、先ほどの答弁ともかぶってきますけど、全国的にもやっぱり自立が必要だと思っております。こういった一時的な支援というのは長続きするものではないと思っておりますので、そこら辺も含めたところを今後の商工行政の中で、商工会と観光協会等も含めて検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○10番（川下武則君）**

同じ件であれですけど、町長にお尋ねしたいんですけど、今回この地域で使うということでされてんですけど、またコロナが今後ずっと、今収束に向かってはいるんですけど、またあれしたときには、年内に、令和3年度でもう一回ぐらいこの商品券の発行とか地域振興券とかいろんな部分を、今後のことについてどういうふうにお考えか、そこをお願いしたいと思います。

**○町長（永淵孝幸君）**

まだ今から始まるとですよ、これをですね。ですから、この辺の状況を見定め、またするにしても1億円以上のお金がかかります、今と同じような商品券をやるとすれば。財源も必要ということで、そこら辺の財源確保に努めながら、そして国から今回来ましたように地方創生のコロナに伴う臨時交付金あたりが来れば、ここだけじゃなか、またほかにもいろいろな職種においてコロナの打撃を受けておられるところもあろうかと思えます。ですから、そういったところを総体的に判断しながら、商品券も全部、町民の皆さんに何回でもやるんじゃなくて、そこら辺は状況を見定めながら取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上です。

**○10番（川下武則君）**

今、町長のお考えを聞いて、ぜひそういうふうに関後の動向を見ながら、また年度末っていいですか、いつ経済が冷え込むって言うたらおかしいですけど、そういうのを見て、もし予算ももちろんなんですけど、できる範囲内で第2弾も考えていただければ幸いです。よろしく願いして終わります。

**○1番（山口一生君）**

今回、地域共通商品券事業ということで、前回やられたものをもう一度やられるということなんですけども、こちらは町内の経済がコロナの影響によってどれくらい痛んでいるかとか、売上げが減っているかとか、そういったものの情報収集、分析というものを行政のほうでどういうふうに行われているか、そこを教えてください。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

今回のコロナでの町内商工業の冷え状況の調査と分析ということなんですけど、申し訳ございません、そこまでの分析等はできておりません。調査については、商工会を通じて、定期的ではございませんけど機会を捉えてヒアリング等を含めて行っているところでございます。

以上でございます。

**○町長（永淵孝幸君）**

ちょっと補足しますけれども、実は飲食店組合それから旅館組合、そういったところからは要望書が出ております。そして、そのとき話を聞けば、平年の1割だとか、ひどいところはもう1割以下ですよという話も聞いております。

ですから、やはり私は一番打撃を受けているのは飲食店それから旅館、ここら辺が受けているというようなことで、観光協会がしていただくようにしました旅館の補助それから今回商品券をやって、そういったところで町民の皆さんに活用してもらって、少しでも下支えをしていただければという思いの中でやってるわけです。

ですから、今課長が言いましたように、全部の事業所に対して調査とかはしておりませんが、そこら辺は商工会あたりに確認をしながら、どういった産業でどのくらい落ちているのかというのは後だって調査をしてもらいたいと思いますけれども、私はこの飲食店、旅館、こういった観光産業が一番落ちているというようなことで要望書に何回となく見ましたので踏み切ったわけです。そういったことですので。

以上です。

**○1番（山口一生君）**

コロナが発生してからもう1年余り以上たつところなので、どういう影響がどれぐらいのスケールで起きているかというのは、今からでも遅くはないと思うので分析をぜひしていただきたいなと思います。

1つ数字として捉えられてるのは当然だと思うのが、生活保護の受給者が何人ぐらい増えているかというところと、あと社会福祉協議会からお金を出されている緊急小口資金という20万円の緊急の融資があります。

これ、例えば旅館とか飲食店とかの経営者の方々がグループで陳情に見えられたり、そういうことは当然あると思うんですけども、あまり声を出せないような方がひっそりと貧困にあえいでいるというような状況がもしかしたらあるんじゃないかなというのを私としては懸念をしています。そういったところの数字を今どれぐらい把握をされているか、そういうところが分かれば教えてください。

**○議長（坂口久信君）**

大体、町民福祉課長あたりが、そこんには分かっとらんばいかんちゃんか。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

コロナの影響で生活保護を受給したいという申請をされた方については承知をしております。去年から今年にかけて生活保護についての申請につきましては、病気や高齢化、あとは家族関係のトラブルで太良町のほうに身を寄せてきて収入の道がないというような形が主訴でございまして、当然その中にはコロナの影響で就職活動ができないというようなこともあるかもしれませんが、直接の原因としてコロナで生活保護を申請したいという申請は、私の記憶の中にはございません。

以上でございます。

**○1番（山口一生君）**

もう一つ、緊急小口資金の、どれぐらい支給をされてるかというところをお願いします。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

社会福祉協議会の緊急小口資金につきましては担当外でございますので、数字については

把握をしております。

以上でございます。

**○1番（山口一生君）**

担当外であるかもしれないですけども、経済の状況を測る上でそういったところに情報の網を張っておくというのは必要不可欠なんじゃないかなと思います。

実際、全国的に緊急小口資金の支給の件数というのは膨大に増えているというのが現状ではあるので、太良町でやって、そういった最終的なセーフティーネットの活用をどれぐらいされているかというところは最低でも押さえていただきたいなと思います。

その上で、こういった地域共通券の配布によってそういった方の生活が助かるのであれば私は賛成です。でも、その情報というか、数字を捉えないままやみくもにこういった政策を続けるというところについてはあまり納得できない部分もありますので、ぜひそういった大きな経済の動向と、そこからこぼれ落ちているような、あまり声を出していけないような方の状況もつぶさに把握をしていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

答弁は要りますか。よかね。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決をいたします。

議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

**日程第6 議案第38号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第6. 議案第38号 太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○6番（竹下泰信君）**

この条例の改正につきましては、第3条の第3項中の「農業災害補償法」を「農業保険法」に改めるということになっておりますけれども、この補償法から保険法に変わって改められたことで、その内容について変化があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

法律の名称が変わっただけですので、内容については変更はありません。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

特に上限が下がったとか、そういう内容の変化もないわけですかね。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

法律名が変わっておるだけと承知しております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第38号 太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第7 議案第39号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第39号 太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第39号 太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第8 議案第40号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第40号 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（川下武則君）

この「前項の規定にかかわらず」って書いてある中で、1級になっても入院費用を助成しないとあるんですけど、何で助成をしないのかなというか。1級の人にこそするべきだと思うんですけど、そこら辺はどうなってますか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

精神障害者の医療費の助成を今回1級のみするわけでございますけれども、それにつきましては通院のみというふうに決まっております。

その理由につきましては、もう一つの制度で障害者自立支援医療の助成という制度がありますけれども、そのほうも通院のみということでございますので、そこを整合性を図るために重度心身のほうも同じ扱いをするというのが、県からの説明であっておるところでございます。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

ということは、二重になるからしないということであって、そのほかの部分ではちゃんとそういうのが助成ができていてってことで考えていいんですかね。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

助成が重複するからということではございません。

自立支援医療と重度心身障害のほうは、制度自体は同じ障害者に対する助成でございますけれども、制度の趣旨が少し違います。

重度心身の中の精神障害でございますけれども、精神障害で入院という場合、基本的には入院とか通院とかというのは物すごく期間が長くなってしまいますので、公費でそれを負担するのには少々公的な負担も大き過ぎるというところもあると思います。これは私の私見ですけれども。

具体的に県のほうから説明があったのは、自立支援医療と同じ扱いにして対象者を精神の通院者のみでやりますよというような説明のみがこちらのほうに来ているのみでございます。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第40号 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第9 議案第41号

**○議長（坂口久信君）**

日程第9. 議案第41号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○11番（久保繁幸君）**

国民保険の条例の一部の改正ということでございますが、どのような改正なのか内容説明をいただいでよろしゅうございますか。

**○健康増進課長（野田初美君）**

お答えいたします。

はっきり申しまして、名称の変更というところになります。



新型インフルエンザ等対策特別措置法の中に規定する「新型コロナウイルス感染症」という名称を、ちょっと長くなりますけど、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）という長い文章に変更になったというところの改正でございます。

以上でございます。

**○11番（久保繁幸君）**

そしたら、これがもし収束した後はどのような、またこれは改正になるわけですかね。それとも、また今後この新型コロナウイルスのようなものが発生した場合は、また別な条例が発効されるわけですかね。どのようにその辺はなりますか。

**○健康増進課長（野田初美君）**

国の改正によるものですので、今後はコロナウイルス感染症は収束のほうに向かっていくと思いますけれども、その状況に応じてまた改正がなされるのではなかろうかと思っております。

以上でございます。（「今後発生した場合は、別のやつが」と呼ぶ者あり）

そこも国の指示によるものですので、国の方針にのっとって町のほうの改正にも対応していきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第41号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第10 議案第42号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第10. 議案第42号 令和3年度太良町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○5番（待永るい子君）**

民間賃貸住宅等建設促進事業補助金について質問いたします。

住環境の向上や移住・定住の促進を目的として挙げられております。今までの住宅施策を考えますと、定住してくる人のメリットを考えての補助が多かったように思いますが、今回の施策では移住・定住してくる人のメリットが見えにくいのですが、これについてはどのように考えておられますか。

**○町長（永淵孝幸君）**

お答えします。

前回の議会のときやったですかね、一般質問で田川議員から住宅政策のことを聞かれました。

太良町で住宅を建設するには、大浦を例に取って言えば、1戸当たり2,000万円以上の金がかかると。ですから、民間がこういった住宅政策に関わっていただければ助かるといったことで、民間の方に住宅を建設していただければそこに対しては助成をすると。あとは民間のほうでその入ってこられる方にどういうあれをされるか、それはもう分かりませんが。

町としては、あくまでも住宅政策の一環だというふうなことで取り組んでおりますので、ただ太良町にそういった住宅を造っていただければ、おのずとそこに住む人も増えてくるという思いはあるわけです。あとは、造られたところにどれだけの人が行って、どれくらいの家賃でされるかというのは、それはあくまでも造られるオーナーの方が決められるわけですから、そこについての家賃の助成とかというふうなことは全く今のところ、そういったことは考えておりません。あくまでも住宅政策の一環だということでございます。

以上です。

**○5番（待永るい子君）**

先ほど申しましたように、住環境の向上や移住・定住の促進を目的として一応挙げてあります、この事業の目的として。それを考えたら、太良町が大好きでどうしても太良町に住みたいと、取りあえず住むところが欲しいという人にはメリットがあるかもしれませんが、今までは家賃補助等で割と広くて新しいところに安く住めるという、太良町に住んでいる間はずっと補助が続く制度だったと思います。

今回の補助では、定住自体には非常に結びつきにくいのではないかなと考えますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

**○町長（永淵孝幸君）**

それは、造られてその後、全くじゃないでしょうけど、入ってこられないとなればオーナーの方は必然的に家賃がちょっと高いのかなとかして下げたりとか何か工夫はされると思います。

要は、先ほど言いましたように、町で造るには金が必要。もしもそこに、造られたところに家賃を仮にやるとなれば、1年や2年ぐらいの家賃じゃ済まんと思うわけですよ。来てもらえないと思います。ですから、そこはうちのほうは、例えばパレットをして、前回は話しましたように30年で10億円以上の金を払うわけですね。民間の力を借りたといっても町はそれだけの支出が必要わけですよ。

ですから、私はそういったことは考えないで、造つといて家賃は考えんで、太良町にとにかく住宅を造ってほしいと、そして太良町に人が入ってきてもらえばという思いの中でやっておりますので、まだ始まって、まず建設されておるわけですので、それができて既にその5年、10年後にその状態がどうなるのかということは分かりませんが、また家賃を助成をして呼び込むというようなことは考えておりません。

以上です。

#### ○5番（待永るい子君）

普通、一般の地域の方は、巨額のお金を投資してアパート経営はしないと大体思います。都会と同じような賃貸料を取ったら借りる人がいないし。だけど、建設自体は都会と同じような今風なものという、そういう内容を要求されます。

何回も言うように、目的が住環境の向上と移住・定住の促進と言いながら、住宅を建設する一部の人が利益を受けるようなそういう感じがするのですが、これについてはどのように考えておられますか。

#### ○町長（永淵孝幸君）

お答えします。

それは個人の考え方だと思います。

議員は、その建設業者に補助をしているからその方だけがメリットがあるというお考えでしょう。私はそういうふうには考えておりません。

太良町が住宅を本当は造りたいですけども金が必要から造らないと。その代わり、民間が造ってもらえばそこに助成しますよという、ただそこでの違いです。あとは、その民間の方が自分のところに入ってもらう工夫はその方がされると思いますので、私のほうは、そこにまたあえて家賃をどうのこうのしながら呼び込むというようなことは考えてないと、これはもう個人の考え方だと思います。

以上です。

#### ○議長（坂口久信君）

ほかに。

#### ○6番（竹下泰信君）

議案第42号の13ページですけれども、福利厚生費の需用費の中に92万7,000円、消耗品費ということで、説明の中にも新型コロナウイルスのスクリーニング検査キットを300キット

ということですがけれども、このスクリーニング検査キットの内容と対象者、使い道あたりは  
どうなってるのかお尋ねしたいと思います。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

スクリーニングキット300キットでございますけれども、対象を職員と議員とあと民生委員、  
区長会等々の役付の方という対象で想定をしております。

目的についてでございますけれども、やはり熱があれば当然医療機関にかかるんだけど  
も、ちょっと不安感があるよという、大丈夫かいと。例えば、県外から帰ってきたけれど  
というそんな場合とか、あとワクチン接種の従事をしてるけれども、ちょっと私は大丈夫かな  
という、そういう不安があったときのための不安感の解消のためにということで想定を  
しております。2,800円の単価ということで、92万7,000円ということで準備をする予定でござ  
います。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

そしたら、どのようなときにどこでするのか、誰がするのか、それについてはどうですか  
ね。

**○健康増進課長（野田初美君）**

お答えいたします。

この抗原検査の特性なんですけれども、あくまでもそのときの感染状況を調べるというこ  
とと、あと国、県がやっておりますPCR検査よりも精度がちょっと下がるということで、  
この抗原検査はあくまでも任意検査ということになります。誰がするかというと、御自分で  
していただくというのが原則になります。

今想定しておりますのは、抗原検査のキットのほうは健康増進課のほうで保管いたしまし  
て、検査の必要性が生じた場合に自宅のほうに持ち帰っていただいて御自分で検査をしてい  
ただいて、15分程度の、結果が出るにはその時間ぐらいでできますので、そこで仮に陽性  
になった場合は改めてきちんとした病院でPCR検査をしていただくようになります。そこで  
同じように陽性の結果が出た場合は、また保健所、県のほうでその後のその方の対応をして  
いただくという手順になるかと思えます。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

この検査については、抗体検査ではないんですかね。抗体検査というと、過去にかかった  
場合とかそういうところの検査になるんじゃないかなろうかというふうに思ってますし、例  
えばですよ、健康増進課にその対象者をいろいろ言われたんですけど、区長会とか言  
われたんですけど、それ以外のどういう人たちが対象になるのかというのをもう少し具体的  
に、町民だっ

たら誰でもいいんですかね。じゃなくて、手挙げ方式で、いやいや私、ちょっと具合の悪かけんが、それをしたいということであれば、それでそのキットを渡してもらえるとということになるんですか。

**○町長（永淵孝幸君）**

お答えします。

まず、先ほど町職員とか議員とか話が出ております、区長会とか。

やはり、どうしても会合とか何かで出張せにゃいかんといったとき、行って帰ってきた、そしてちょっと何かいなということだったときにこれで検査をしてもらって疑いがあれば医療機関にまた行くとか。そういう、事前の体調がちょっとおかしかとかというときにしてみたりとか、あそこはちょっと結構コロナがはやっているところに行ったから念のため1回検査を試してみるかなと、そういったときに利用してもらおう。

それから、職員と今言いましたように、例えば火葬場あたりの担当の人が、遠方から亡くなったからといって見えるわけですね。そういった方も、そういったときも何かやはりちょっと不安だったってなれば、そういった方にも利用をさせないかんとかなと。

ですから、今のところ職員とか議員とか区長さんとか民生委員とか言っておりますけれども、そこに限定せずに、何かあったときはその方たちにはと。だからといって、町民がおかしかけん、俺がおかしかけんとか言うてこられて、それはこちらのほうじゃなくてもう、そのときは医療機関とかでやってもらおうと。

あくまでも、行ってきたところがどうもコロナのあいだで不安かといったときに対応するためのキットだというふうなことで御理解いただければと思います。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

ほかに。

**○7番（田川 浩君）**

一般会計の補正予算書の21ページですけれど、環境衛生費の衛生害虫駆除費の補助金ですね。これにつきましてちょっと聞きますけれど、まずこの対象となる害虫、これは具体的に言うとなんのか、いかがでしょうか。

**○環境水道課長（川崎和久君）**

お答えします。

こちらに書いています害虫につきましては、スズメバチなどを想定しております。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

スズメバチということでしたけど、蜂ということでしたら、これまでは私の記憶によりますと、そういった町民さんのほうで蜂の巣が大きなのができるからちょっと駆除してくれと

いうお話があったら、担当課の方とクリーンセンターですよね、クリーンセンターさんだっ  
たと思いますけど、この方たちが行って駆除をしていたというふうに理解をしておりますけ  
れど。

これが今回、委託事業から補助金のほうに変わっていますよね。これはどういった理由で、  
システム自体が変わったのか、変わるのか。これはどうなんですか、理由というの。

**○環境水道課長（川崎和久君）**

お答えいたします。

今年の1月か2月だったですかね、例年委託先であった太良クリーンセンターさんのほう  
から、蜂刺されによる事故の発生が危惧されるということで、その際他の業務に支障を来す  
おそれがあるという申出があり、委託を受けることができないということでありましたので、  
今回補助のほうに移行しております。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

ということは、今まではクリーンセンターさんのほうに委託していたのを、業者さんは多  
分その専門の業者さんに変えられたということですよ、多分。

町民さんからすれば、これまで多分費用は発生しなかったと思うんですけど、今回経費  
の2分の1を1万円を上限として補助するということは、例えば1万円かかった場合は  
5,000円は町民さんが出さなきゃいけないということになりますよね。

これについては、もちろん受益者負担という原則もありますけれど、例えば近隣の市町で  
こういったことがありましたら、平均的にこのぐらい取ってるとか、そもそもこれまでの委  
託事業で無料だったというのがちょっとサービスがよすぎたとか。これはどういったことで  
そういったふうに町民が負担をすることになるのでしょうか。

**○環境水道課長（川崎和久君）**

お答えいたします。

今回この委託のほうを受けられないという申出があった際に、他の自治体で同様の業務があ  
るかどうか確認をいたしました。その際、県内での3自治体のほうでこの蜂の駆除について  
駆除費用の一部を助成で対応しているという自治体がございます、その自治体の補助の対  
応を参考に今回決定しているところでございます。

費用につきましては、3自治体の補助額の一番高いほうで設定して今回進めていこうとい  
たしております。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**

ほかに。

**○9番（所賀 廣君）**

補正予算書14ページの、先ほども質問があっておりましたが、この民間賃貸住宅建設事業補助金1,500万円。

これが一昨日の新聞にも載っておりましたが、SAGAスポーツピラミッド構想、SSP構想によるもので、県が2021年度の一般会計補正予算案に1,000万円を上限として計上したというふうにあります。

町長の提案理由の説明の中で、この補助金の額が1戸当たりの床面積が30平米以上50平米未満というふうに言われて、その額が1戸当たり150万円だということで、合計が1,500万円というふうな説明だったと思いますが、この今回造っておられるのが、1戸当たり大体、延べ床面積が44平米ちょっとぐらいだと思います。この150万円に当たるわけですが、この150万円に決めた根拠というのは、どういうふうなところから出てきた額なのでしょうか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

補助金額の積算根拠ですけど、本町の立地状況を考えますと、なかなか民間賃貸住宅を整備するにはしづらいという状況があるかと思っています。

県内では大町町のほうで同様の事業を実施されてます。大町町の場合で申し上げますと、一般の地域については戸当たり50万円、産炭地域については100万円という規定があります。同様ぐらいの補助金として考えますと、なかなか立地条件からすれば本町が不利になるため、大町町よりはちょっと上乘せして、あと昨年建設しましたサンモールの戸建ての1戸分の建設費用等も勘案して150万円という数字を設定したところでございます。

以上でございます。

**○9番（所賀 廣君）**

先ほど言いましたように、佐賀県では21年度で1,000万円を上限とした補正予算計上になっておりますが、実際1,500万円といいますと残りが500万円になるわけですが、この捻出はどのように考えておられますか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

議員御指摘の1,000万円というのは、食堂をSSPの補助を受けて建設される、その分についての1,000万円の補助でございます。うちのほうの1,500万円というのは、全くそれとは関係なく、今肥前電力さんが建設されている1棟10戸に対する補助金ということで御認識をいただきたいと思います。

以上でございます。

**○9番（所賀 廣君）**

食堂に対する整備費が1,000万円だという理解でいいわけですね。

そうしますと、2階建ての10戸が今建設中だと思いますが、聞くところによればその横に

併設して2階建て6戸を建設されるのではないかとのことですが、そのときは、これはたればなのでどうなのか分かりませんが、このSSP構想にのっとった補助金というのは望めないという、そういった理解でよろしいですか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

そのSSPのほうの県の補助というのは、住居部分に対してではなくあくまでも管理棟に対する食堂含め、そちらのほうへの補助ということで認識しておりますので、おっしゃられたもう一棟6戸の建設をされるという場合でも、県の補助金は望めないということでこちらは認識しております。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**

ほかに。

**○10番（川下武則君）**

18ページの子育て世帯支援事業給付金なんですけど、これを見ると独り親世帯以外の低所得者の子育て支援というふうになっております。その子供の数が131人ということで、非常にびっくりしてるんですけど、5万円は数字的には妥当なのかどうか私も分かんないんですけど、今までもこうやって、低所得者っていいですか、この方たちがいられたということで、低所得者は大体、年間にどれぐらいの収入があるのが低所得者なのか。

また、今回もこうやって1人5万円ということで上がってんですけど、今後もこういうのを続けていってもらったら助かるんでしょうけど、そこら辺のお考えもどうなのか。そこら辺をお尋ねします。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

この事業につきましては、国の補助事業でございます。これにつきましては、低所得者の定義でございますけれども、住民税非課税世帯が低所得者ということで設定をしております。なので、その住民税非課税となりますと、扶養の数によって所得の金額が変わってきますので、一概に所得がこれぐらいだったら対象になりますとか対象にならないですというのが言いにくいところがございます。

例で言いますと、夫婦プラス子供1人の3人世帯で大体収入で205万円ぐらいですね。これよりも低かったら低所得ということで、この制度の対象になるということでございます。

この事業につきましては国の事業でございますので、町で次年度以降もやる、やらないというような判断の政策ではございません。

以上でございます。

**○10番（川下武則君）**



国の事業ということで、今回はあれですけど、私としてはこんなに131人の子供たちがそういう状況にあるということは、今後も太良町内でできる範囲内でもいいんで、5万円とは言わなくても、来年度あたりも3万円でも、太良町でこういうことをやっていただければ非常に助かるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺は課長はどうお考えですか。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

まず、この予算上で131人という数字を出しておりますけれども、この数字は実は実数とは違います。

実際は、今6月になりまして住民税が確定しているところがございますので、それを見てそれで18歳以下の子供さんがいらっしゃる2人親世帯のところを今から見ていくこととなりますので、131人というのは実数ではなく、予算上の仮の数字でございます。

この131人の算定の方法につきましては、児童手当の受給者に国の係数を掛けまして、その答えが131ということで、補助金ベースで計算をするときに国がこういった計算の方法で一応算定してくださいというような形での計算の方法にのっとっておりますので、実際この予算を認めていただいた上で改めてシステムの改修をいたします。そのところで明らかに数字がはっきり分かるところでございますので、その人数の過不足によりまして、また補正をさせていただく可能性があるということでございます。

以上でございます。

**○1番（山口一生君）**

予算書の28ページ、防災費の備品購入費、防災対策用備品ということで、ウェザーステーションの案内の機器一式を更新することなんですけども、これはどういった機能があるものなのか、そこをまず教えてください。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

429万円の備品でございますけれども、ウェザーステーション気象観測装置でございますが、雨量を計算してずっと集計をして、太良町の雨量計に基づいて、その集計自体は作業はできるんですが、この備品の購入に係る分については電話応答の通報装置ということで、ウェザーステーションに電話をかけて雨量を応答して聞く、その機能が故障していたということで、町民の方からそういう連絡があつて確認したところ、その電話応答の部分だけが修理不能だということで、今回調査をして交換という形で予算計上しております。

以上です。

**○1番（山口一生君）**

電話応答の仕組みに429万円というのは結構高額だなと思うんですけども、実際にこれは見積りを取られてこういった金額になっているのかということと、前回導入されたのがいつぐ

らいに導入されて何年ぐらい使用をされた上で今回また更新となっているのか、そこを教えてください。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

この全体的なウェザーステーションのシステムとして、役場の建設当時の昭和62年に導入をしております、ですからもう30年余りたちますけれども、保守契約ということで平成22年、いわゆる保守契約を締結してずっと保守を行ってございましたけれど、その保守の実績では出てこなかったということでございます。

その429万円という部分では、全体の導入額が1,441万9,000円というウェザーステーションの額でありまして、その部分の電話応答機能が429万円ということでございます。

以上です。

**○1番（山口一生君）**

……、これをどれぐらいの方が利用されていたのかということと、今回防災関係で戸別受信機等の防災関係の情報の周知について3月の予算を立てられていたと思うんですけども、そういったところに組み込むであったりとか、そういったところと連動してこういった費用を抑える、もしくは効率化していくというようなことは考えられなかったのでしょうか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

防災担当でありますけれども、恥ずかしながらこの電話応答機能があるというのをこちらへ来てから知ったわけでございまして、どれぐらいの方が利用されてるというデータ自体は取ってございません。

あと、今年度から来年度にかけて防災行政無線の更新ということで計画をしておりますけれど、このウェザーステーションの部分については、それを含めたところという考えは今のところ持っておりません、議員の指摘のところについては、今まで従来の機器を動かしながら新たな防災行政無線の更新ということでございますので、ウェザーステーションは動かしながらということなので、一緒にというか含めてという考えは今のところは持っておりません。

以上です。

**○町長（永淵孝幸君）**

ちょっと補足しますけど、どれだけ利用というのは、相手が町のウェザーステーションに電話してこられるわけですから分らんわけですたいね。その電話がかかってきたとき何か分かるようなシステムになっとればいいですけど、これはなっていないようです。

そして、もう一つは、例えば太良町の気温、そして中山とか中尾とか大浦とか役場とかそういうところの雨量とか、そして風速、雨量関係でたまに気になって調べたい方がウェザ

ーステーションに電話して、どこどの雨量はどんくらいやろかとかということを多分把握していただいていると思います。

ですから、そのシステムをさっき議員が言われるように、今回防災無線等の更新も考えております、そこのセットはできないかということだったと思いますけれども、そういったところを含めて今後は検討していく必要があろうかと思えます。端的に昨年はいあいう大雨が降りましたので、それを活用されている方から電話がっております。

私もたまにそれを実はかけるわけですよ、電話で。そこは当初は1,400万円ぐらいかかったという話ですけども、部品とか交換とかいろいろしても、なかなかないというようなことで、そっくり替えて四百何十万円ですか、というようなことだったもんですから、じゃあそれはそういうところを活用されている方がおられるとすれば、災害情報として町民の方に情報を流すのがあれじゃないかというようなことで、今回更新を上げたところでございます。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

ほかに。

**○7番（田川 浩君）**

同じく防災費、28ページのところでですけど、災害時の宿泊施設等借上料ということで150万円上がっておりますけれど、この説明の文で、民間の宿泊施設等を利用した場合の借り上げ料というのが説明でございましたけれど、具体的に言うところの民間の宿泊施設というのは何を指すのか、いかがでしょうか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

太良町で言えば、かに旅館組合ということで想定をしております。

以上です。

**○7番（田川 浩君）**

10施設と説明を受けましたので、旅館さんですよ、大浦地区の。旅館さんだと思いますけれど、大浦地区には大浦公民館と町民センターのほうが避難所として指定をされてると思えますけれど、避難所があるにもかかわらず、こういったところを避難所として借り上げるとされた、その背景といますか理由といますか、これはいかがでしょうか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を考えまして、通常の災害発生時よりも多くの収容スペースといますか、確保する観点から、公共施設のみならず民間の施設を避難所として御協力いただくという趣旨で計上しております。

以上です。

**○7番（田川 浩君）**

分かりました。

最後の質問になりますが、避難所になった場合、従来の大浦公民館とかの避難所では、放送では避難される方は自分の食料を持ってきてくださいということで、避難所のほうには毛布等は用意されてると思いますけれど、それでこの借り上げる予定になったその宿泊施設の方々の対応というのは、毛布を提供する場所ぐらいでいいのかという、どういった対応まで考えておられるのかというのが1つと、あと連泊になったとき、今こんだけ1回1万円ということ、あと人数プラスということで1,000円プラスということになってますけど、連泊になった場合はどうなるのかという、その2点を最後にお聞かせください。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

まず、避難される方の対応でございますけれども、通常の避難所は基本、御自分で食料等々を持ってということですので、そのスタイルは変えずに旅館を利用する場合も宿泊のみということで考えております。

それと、連泊の場合でございますけれども、町のほうから要請書という形でその旅館のほうに1回ということを出しますので、それが1災害という認識でございますので、連泊の場合は例えば件数、平等割は1件、施設利用について1人の2、例えば2、3とか、そういう宿泊になりますので、その1,000円の部分が掛ける人数という想定でしております。

以上です。

**○11番（久保繁幸君）**

関連の質問なんですけど、去年9月7日ですかね、うちあたり台風なんですけど、そのときにたくさんの地元の方がお見えになりました。そういうこともありますので、住民の皆様には避難されるときには自分たちの持込みのかれこれは、食べ物等々は十分啓発啓蒙をしていたきたい。

といいますのも、うちあたりにも来られて、毛布はなとか酒はなとか、こういうお客様もおいでになりました。トータルして、うちにあの時点で100名を超えるお客様、住民の方が避難に来られました。もうこういうことはすんなよって私は言うんですけど、その辺は十分啓発啓蒙はやっていただかんと、私はボランティアでやったつもりなんですけど、そういうことまで言われちゃねここに書いてあります1万円を頂くよりもしないほうがましだなというふうに考えますので、その辺は十分周知していただきたいと思います。

以上です。

**○町長（永淵孝幸君）**

昨年9月の10号台風ですが、史上まれに見る台風というようなことで、約800名ぐらいの方が、旅館とか含めて無事に避難所に避難されております。そういったことで、旅館あたり

も行かれたと、夜灯見荘にも来られたと、ほかの旅館にも行かれたという話も聞いております。

こういったことが、以前一般質問でありました。やっぱり避難所として、町の施設だけではこのコロナ禍の中で密にならないようにするというのはなかなか厳しいといったことで、今回は正式にこの補正予算が通れば契約を結んで、こういった形でお願いしたいというようなことで取り組みたいとは思っております。

あとは、広報をするとき、避難所としてここここは利用できますよ、この旅館で利用できますよというようなことをしますので、あとはそこら辺についての、例えば時間を何時からとしたとき、今避難所に職員は、例えば6時から開けますって言ったときは、もう5時ぐらいに放送したらじきに行かれるわけですね。4時に放送すれば4時に行たておらんやっつやっかとか、いろいろそういう苦情も来ますので、職員は6時から開けるときはもう4時ぐらいから準備させにゃいかんわけですね、1時間前ぐらいにもうやっつって、その後放送しよるわけですけど。

幸い今回、旅館あたりがこれを受けていただければ、職員が行く前に旅館の方々にそういう対応をしてもらおうというようなお願いも、またせにゃいかんわけですから。そこら辺は十分、旅館の方並びに利用される方にも周知を図って、そして避難所として安心して皆さんが避難できるような体制を取っていきたいと、このように思っております。

以上です。

#### ○6番（竹下泰信君）

今回の補正予算全般についてですけれども、この会計年度任用職員の共済組合の負担金が軒並みマイナスになってます。

町長の説明によりますと、この会計年度任用職員については共済組合の適用対象にならなかったということから、社会保険料へ予算を組み替えたということになってますけれども、この具体的な内容についてお尋ねしたいと思います。

#### ○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議員御案内のとおり、当初予算で組んでおりました共済組合負担金を社会保険料ということで、当初予算を組む時点では会計年度任用職員の13か月以降の方については共済組合へという指示を受けたので、そういうことで当初予算では計上しておりましたが、令和3年3月10日ということで、市町村課からの情報ということで、実はこの共済組合の加入については令和4年10月からだということで正式な連絡が参りまして、今回の補正でその分の共済組合負担金から社会保険のほうに移し替えるということでございます。

ちなみに、金額でございますけれども、共済組合負担金と社会保険料を比較しますと、共済組合負担金のほうが金額が大きくなり、負担金に替えました関係で減額になつとるという

ことでございます。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

県のほうの指導が悪かったということに、誤っていたということになるんですかね。

そして、社会保険料への組替えということですが、この実際マイナスならマイナス、例えば100万円なら100万円です。そしたら、その100万円の額がその共済組合と社会保険料の差額ということで見ているんですかね。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

先ほど金額の件で申し上げましたけれど、トータルした共済組合負担金の額と今回移し替えた社会保険の額を計算しますと、共済組合のほうはるかに大きな金額でございますので、今回の補正で、いわゆる負担すべき額というのは減少になります。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

そういうことであれば、今後もそういう取扱いにしたほうが予算的にはいいんじゃないですかね。反対かな。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

先ほど申しました、令和4年10月からという取扱いが発生する来年度につきましては、共済組合でという計上になると思います。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第42号 令和3年度太良町一般会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

審議の途中ですが、暫時休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時9分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第43号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第43号 令和3年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第43号 令和3年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第44号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第44号 令和3年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第44号 令和3年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第45号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第45号 令和3年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第45号 令和3年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第46号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第46号 令和3年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第46号 令和3年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。



〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第15 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第15. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付いたしました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

#### 追加日程第1 発議第1号

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 発議第1号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。発議第1号につきましては、全議員の提出によるもので内容も判明をしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決をいたします。

発議第1号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを御承認願います。

お諮りいたします。会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもちまして令和3年第3回太良町議会定例会第2回を閉会をいたします。

午前11時23分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 川 下 武 則

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 山 口 一 生